

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課、健康増進課、子育て支援課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>別表に規定する事務に係る法令の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>1 法改正等に伴い市町村の処理する事務を追加するもの 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正に伴うもの（別表59の項）</p> <p>(1) 第2種健康診断受診者証の新設に係る規定の整備 「第一種健康診断受診者証」 従来の健康診断受診者証 「第二種健康診断受診者証」 （新設） 長崎の爆心地から12km以内の区域で、被爆区域・健康診断特例区域に指定されていない地域が新たに健康診断特例区域に指定され、原爆投下時にその区域内に在った者及びその胎児に第二種健康診断受診者証が交付されることとなったことに伴う規定の整備</p> <p>(2) 被爆者の国外転出・国内転入に係る届出規定の整備に伴う事務の追加等 （主な新規事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳所持者の国外転出届の受付・知事への送付 ・国外転出者・国内転入者への手帳の返還 ・手当受給者の国外転出届の受付・知事への送付 <p>2 法改正等に伴い規定の整備を行うもの 母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴うもの（別表45の項） 母子寡婦福祉資金制度の見直し等を行うための法及び政令の一部改正により、引用条項の移動があったことに伴う規定の整備</p>	
施行日	公布日